



2022年5月19日

各 位

会 社 名 T D S E 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 東 垣 直 樹
(コード番号:7046 東証グロース)
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 専 務 浦 川 健
(TEL.03-6383-3261)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」について、2022年6月20日開催予定の第9期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

定款の一部変更

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定(株主総会資料の電子提供制度の創設等の一部の改正)が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務づけられるため、変更案第17条第1項を新設するものです。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することが出来るようにするため、変更案第17条第2項を新設するものです。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものです。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p data-bbox="863 315 1066 344"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="858 356 1396 465">第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="906 477 1396 663">2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新設)	<p data-bbox="863 719 954 748"><u>(附則)</u></p> <p data-bbox="858 759 1396 945">1. <u>変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第17条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="858 956 1396 1066">2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="858 1077 1396 1187">3. <u>本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月20日（予定）

定款変更の効力発生日 2022年6月20日（予定）

以上